

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

事業主である船主Aは、B丸において申立人が、申立期間①のうち、昭和37年5月20日に船員保険被保険者資格を取得し、同年6月30日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月2日から38年2月まで  
② 昭和38年9月3日から39年6月まで

申立期間①及び②において、同僚と同じ時期に船主C所有のD丸に乗船していたのに、私の船員保険被保険者期間が短いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和37年5月20日から同年6月30日までについて、船主A所有のB丸において、申立人と同姓同名で生年月日が相違し、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録（資格取得日は37年5月20日、資格喪失日は同年6月30日）が確認できる。

また、当該記録は、既に65歳に到達しているが、基礎年金番号に未統合となっている上、氏名による検索及び船員保険被保険者記号番号による検索を行ったものの、該当者は確認できない。

一方、申立人は、「D丸の下船後、小さい船に乗った。B丸という船名に記憶がある。E地へ行ったことがある。」と主張しており、この主張は未統合記録に符合する。

また、当時の事業主は連絡先不明である上、事務担当者は特定できないほか、当該期間に船員保険被保険者期間がある同僚15人について、

連絡先が判明した3人に照会したところ、そのうち連絡の取れた一人は、「名前は分からないが、F業務従事者はG県出身だった。」と供述している。

さらに、当該期間におけるB丸の同僚について船員保険被保険者記録を見ると、被保険者名簿における氏名誤記、オンライン記録における適用事業所記号番号の誤入力が存在し、社会保険事務所の記録管理に不備があることが認められる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人のものと判断できることから、船主AはB丸において、申立人が、申立期間①のうち昭和37年5月20日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年6月30日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、船主AのB丸における申立人の未統合記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①のうち昭和37年2月2日から同年5月20日まで及び同年6月30日から38年2月まで、並びに申立期間②について、D丸は既に船員保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主については、申立人は、「当時の船主は既に死亡した。」としているほか、事務担当者については特定することができなかつたことから、申立人の当該期間における申立ての事実を確認することができない。

また、申立人が当該期間のD丸の乗組員として氏名を挙げた船員保険被保険者期間が確認できる者は、「申立人とはD丸で申立期間のうち申立期間①において申立人と一緒だった。」と供述しているものの、申立人の船員保険料控除については確認できない上、その他の乗組員からも、申立内容を裏付ける関連資料及び供述は得られなかつた。

さらに、船主C所有のD丸における申立人のオンライン記録は、船員保険被保険者名簿及び被保険者台帳と一致している。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和37年5月1日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和39年9月17日に、資格喪失日に係る記録を40年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月1日から同年5月15日まで  
② 昭和39年9月17日から40年10月1日まで

年金記録について確認したところ、昭和37年5月1日から同年5月15日までの期間及び、39年9月17日から40年10月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者として確認できない旨回答を受けた。私は37年5月1日に人事異動発令を受け、A社D支店から同社B支店に異動し、39年9月17日まで勤務した。その後、同日より、同社同支店からC社の専従となった。

同じ専従者で前任者の元同僚及び同じ専従者であった元同僚に聞いたところ、厚生年金保険の加入記録があると述べていた。自分のみ加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社作成の在職期間証明書、E健康保険組合

の健康保険適用台帳、健康保険喪失証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務（A社D支店から同社B支店に異動）していたことが認められる。

なお、A社D支店から同社B支店への異動日については、同社の在職期間証明書の記録及び申立人のオンライン記録から判断すると、昭和37年5月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和37年5月1日であると認められる。

申立期間②については、A社作成の在職期間証明書、E健康保険組合の健康保険適用台帳、健康保険喪失証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、昭和39年9月9日に同社B支店からC社専従となり、40年9月30日までC社専従だったことが確認できる。

また、申立人と同様にC社の専従で厚生年金保険の加入記録のある元同僚3人（申立人が名前を挙げた同僚含む。）は、いずれも「C社専従になるに当たり、給与等の条件はA社と同じであった。C社専従者は、C社で厚生年金保険に加入していると思っていた。」と供述している上、当該3人はC社の記録がある前後の期間において、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できるほか、申立期間当時、経理担当者だった元同僚は、「専従者は、C社で厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における昭和40年10月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同時期にA社の支店及び本店からC社に異動した同僚の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年9月から40年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 7 月 11 日から 53 年 2 月 1 日まで

私が入社した当時の会社は忙しく、家に帰る時は内職まで持たされ、一生懸命に働いた。入社した時の会社名はA社、途中でB社（現在は、C社）に変わり、社長も場所も同じなのに厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。雇用保険はA社とB社の加入記録があるので、厚生年金保険の記録が漏れているのではないかと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和 51 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までについては、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 14 年 3 月 31 日に解散により厚生年金保険の適用事業所でなくなり、16 年 5 月 \* 日に破産決定している上、当時の事業主に対し、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、宛先不明により文書が返戻されており、関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、当該事業所における申立人の元同僚二人のうち、一人は、申立人と同様、雇用保険の加入記録は確認できるが厚生年金保険の加入記録が無く、他の一人は、厚生年金保険の加入記録及び雇用保険の加入記録が確認できるものの、いずれも「申立人は知っている。同じ班で仕事をしたが、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と供述している上、当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認で

きる従業員のうち連絡の取れた4人は、「私は厚生年金保険の加入期間より長く働いていた。厚生年金保険の加入期間となっていない勤務期間において、給料から厚生年金保険料が引かれていたかは覚えていない。」と供述しているほか、当時の工場長は、「申立人は覚えているが、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立内容を裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の当該期間における複数の従業員について、雇用保険の加入状況と厚生年金保険の加入状況をみると、当該事業所では、必ずしも雇用保険の加入期間が厚生年金保険の加入期間と同じになっているわけではないことがうかがわれる。

加えて、当該期間に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員の被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無い。

2 申立期間①のうち、昭和51年11月1日から52年4月1日まで及び申立期間②については、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和53年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、C社に対し、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、現在の事業主は、「当時の関係資料が無く不明である。」と回答しており、申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所における申立人の元同僚二人のうち、一人は、雇用保険の加入記録及び厚生年金保険の加入記録が申立人と同様であり、他の一人は、厚生年金保険の加入記録及び雇用保険の加入記録が確認できるものの、いずれも「申立人は知っている。同じ班で仕事をしたが、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と供述している上、当該事業所で申立人と同様に厚生年金保険の加入記録がある従業員のうち連絡の取れた5人は、「私は厚生年金保険の加入期間より長く働いていた。A社からB社に移籍したが、就業時間等は何も変わっていなかった。厚生年金保険の加入期間となっていない勤務期間において、給料から厚生年金保険料が引かれていたかは覚えていない。」と供述しているほか、当時の工場長は、「申立人は覚えているが、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立内容を裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録及び厚生年金保険の加入記録が申立人と同様の者が複数確認できる上、申立人と厚生年金保険の加入記録が同様の者が20人確認できることから、当該事業所では、必ずしも雇用保険の加入期間が厚生年金保険の加入期間と同じになっているわけではないこと及び従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではな

かったことがうかがわれる。

加えて、申立人の当該事業所における被保険者原票は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 28 日から 53 年 2 月 2 日まで  
② 昭和 53 年 2 月 2 日から 55 年 4 月 5 日まで  
③ 昭和 55 年 4 月 5 日から同年 7 月 5 日まで  
④ 昭和 55 年 7 月 5 日から 57 年 8 月 26 日まで  
⑤ 昭和 57 年 8 月 26 日から 61 年 4 月 26 日まで

当時、私はA社のB業務従事者だった。入社時は、二人で従事していて、給料月額は16万円から17万円と記憶している。1年くらいして一人で従事するようになり25万円以上に、その後、30万円以上になった。それが、申立期間①、③及び⑤について、会社が社会保険事務所（当時）に届けた金額は著しく低く、納得できない。

それから、申立期間②及び④が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。申立期間②について加入したときは、1年半くらいで退職したことになっているが、継続して勤務していた。申立期間④も継続して勤務していたと思う。あるいは、申立期間④は記録どおりかも知れないが、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び⑤について、申立人は、「A社が社会保険事務所に届けた標準報酬月額は、実際の給与月額より著しく低い。」として申し立てている。

しかしながら、申立人は給与明細書等を所持しておらず、また、事業主からは、「当時の関係資料は保存年限満了により廃棄済みであり、不明である。」との回答を得ており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、当該事業所の当時の経理担当者は、「従業員に支払った給与支払額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていた。厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額から算定した保険料を従業員の給与から控除しており、従業員も知っていたはずである。」と供述している上、申立人が元同僚として名前を挙げた二人は、いずれも「標準報酬月額は、実際の給与月額よりかなり低額であった。」と供述し、そのうち一人は、「標準報酬月額から算定された保険料を給与から控除されていた。」と供述している。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、③及び⑤において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び④について、申立人は、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないとして申し立てている。

しかしながら、事業主は、「当時の関係資料は保存年限満了により廃棄済みであり、不明である。」と回答している上、申立期間②について、当時の経理担当者は、「私は昭和 53 年 4 月に A 社に再入社したが、その頃、申立人は同社にいなかった。申立人が同社に再入社した時期は覚えていない。」と供述し、申立期間④について、申立人が元同僚として名前を挙げた二人のうち、一人は、「分からない。」とし、ほかの一人は、「申立人が、55 年 7 月頃、A 社を辞めて別な会社に勤め、その後 C 店の手伝いをしていたことは知っているが、同社に再入社した時期は覚えていない。」と述べているほか、当時の経理担当者は、「申立人の二女が生まれた同年\*月頃、申立人は当該事業所にいなかった。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録は、申立期間①、③及び⑤については、ほぼ一致しているものの、

申立期間②及び④については、雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所の前述の元経理担当者は、「B業務従事者は、他に割りのいい仕事があれば一時行ってまた戻ることがよくあった。A社に再入社した時は、社長が厚生年金保険への加入時期を判断する時もあったが、雇用保険と合わせていた。厚生年金保険の加入記録となっていない申立期間②及び④について、厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 15 日から同年 12 月 31 日まで  
私は、昭和 31 年 3 月 16 日にA社（現在は、B社）に採用され、同日から同社C支店に勤務したと記憶している。当時は、2か月の試用期間があったので、厚生年金保険への加入は同年 5 月 15 日と思っていたが、同年 12 月 31 日に加入とされていることに納得できないので調査してほしい。なお、同時に採用され本店勤務となった友人は、同年 5 月 15 日に加入していると言っている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事カード、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は申立期間当時、本店及び支店ごとに厚生年金保険の適用事業所として加入していたことが確認できるところ、B社は、「申立期間当時、新規採用者には2か月の試用期間があったと聞いているが、厚生年金保険の加入に係る取扱いについては、記録が残されていないことから確認することはできない。当時の本店から各支店にどのような指示が出されていたのか、その指示の有無も内容も分からない。厚生年金保険への加入時期については、支店ごとに適用事業所となっていたので、支店ごとに加入手続は行っていたものと考えられるが、各支店において判断していたかどうかは不明である。また、厚生年金保険に加入する前から保険料を控除していたかどうかについては、当時の賃金台帳が存在しないため確認することはできない。」と回答している。

また、申立人が、同時に採用され本店勤務になったとして名前を挙げた

元同僚は、同本店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和 31 年 5 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人は、C 支店勤務であったことから当該元同僚とは勤務先が異なっている上、申立人が、申立人と同時に採用され採用直後は他の支店勤務となり、後に、申立人と同支店に勤務になったとして名前を挙げた元同僚は、他の支店での加入記録は無く、申立人と同様、同支店において同年 12 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の A 社では、支店ごとに厚生年金保険の取扱いが異なり、加入手続を行っていたことがうかがわれる。

さらに、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」欄には、昭和 31 年 12 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。